

令和7年第6回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和7年12月12日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	12月12日午後2時0分宣告（第4日）
出 席 議 員	<p>1 番 関 順 子                      2 番 須 藤 啓 二</p> <p>3 番 岩 崎 真 滋                  4 番 長 良 俊 一</p> <p>5 番 山 本 隆 史                  6 番 稲 月 敏 子</p> <p>7 番 植 田 い ず み              8 番 山 口 昌 亮</p> <p>9 番 井 戸 太 郎                  1 0 番 山 田 仁 樹</p> <p>1 1 番 森 田 勝                    1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長                                  西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長                              植 田 充 彦</p> <p>教 育 長                              上 田 薫</p> <p>理 事                                  寺 口 浩 代</p> <p>総 務 部 長                          山 崎 孔 史</p> <p>住 民 福 祉 部 長                    松 本 光 弘</p> <p>事 業 部 長                          西 岡 勝 三</p> <p>教 育 部 長                          川 西 貴 通</p> <p>政 策 推 進 課 長                    浦 井 久 嘉</p> <p>総 務 防 災 課 長                    福 井 伸 幸</p> <p>福 祉 課 長                          浅 井 実 千 代</p> <p>こ ども 支 援 課 長                  西 岡 直 美</p>
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長                    浅 井 利 育</p> <p>主 幹                                  高 橋 恭 世</p> <p>主 事                                  川 原 千 幸</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	第1号に同じ
議 員 提 出 議 案 の 題 目	<p>発議第8号 最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に 対する速やかな被害回復措置を求める意見書 (案)</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。



再 開 (午後 2時00分)

○議 長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和7年平群町議会第6回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

会議の冒頭ではありますが、新庁舎建設特別委員会の最終報告書と概要書を12月2日に私と新庁舎建設特別委員長から町長へ提出いたしましたことを御報告いたします。

次に、井戸議員より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。井戸議員。

○9 番

令和7年12月9日の本会議におきまして、一般質問での私の発言中、「――

――  
――  
――  
――  
――

――」という部分があるんですけども、ここに関しては、私の本意とは異なる誤解を招くおそれがある発言であったと思いますので、発言を取り消したいと思いますので、平群町議会会議規則第64条の規定により、申出いたします。

会議録、議会中継から削除をしていただきたいので、議長のお取り計らいをお願いいたします。

○議 長

ただいま井戸議員から申出があったとおり、発言の部分は削除いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、ただいま井戸議員から申出のあった発言の部分は会議録、議会中継から削除することに決定いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりです。

日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 議案第50号 平群町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

を議題といたします。

本議案については、文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。稲月文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長（稲月敏子）

それでは、文教厚生委員会委員長報告をさせていただきます。

去る12月2日に開催された令和7年平群町議会第6回定例会の本会議において文教厚生委員会に付託を受けた議案第50号 平群町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、12月4日、当委員会を開催して審査しました。その審査内容と審査結果を報告いたします。

議案第50号 平群町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により改正された児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、乳児等通園支援事業を実施するための設備及び運営に関する基準について、本条例を制定するものです。

主な質疑では、今回の制度、いわゆるこども誰でも通園制度の事業内容について、端的に説明をとの質問に、対象となる子どもは生後6か月から満3歳未満の未就園児、利用可能時間は子ども1人当たり月10時間を上限とし、ゆめさとこども園で月曜日から金曜日の午前中2時間実施予定との答弁がありました。

初日の質疑で、保育の利用料について、3月議会で示すとのことだったが、多くの自治体は1時間300円を想定している。本町はどうかとの質問に、先行実施の今年度は300円を標準としつつ、任意に設定できるが、令和8年度以降の利用料の在り方は、国より追って示される予定。本町は国基準での設定を想定しているとの答弁がありました。

初日の質疑で、1日の受入れ人数について、6人との説明だったが、こども計画では、令和8年度の見込みは8名、9年度は7名となっているとの質問に、こども計画の見込みは、過去の出生率に基づくコーホート変化率法によるもの。利用定員おおむね6名は、国の職員配置基準及び面積基準から算出したとの答弁がありました。

子ども1人の利用時間について、月10時間までとされているが、町独自に時間延長をしないのかとの質問には、超過分は補助対象とならないため、10

時間で実施していくと答弁。

子どもにストレスを与えないために、子どもが慣れるまで親子通園を実施するなど、柔軟に対応してはとの質問には、基本的には実施する予定はないが、個別の状況に応じて柔軟に対応するとの答弁がありました。

この制度は広域利用ができる制度で、町外の住民の受入れを制限できないが、本町住民が適切に利用できるよう、優先予約枠の設定を考えているのかとの質問には、優先予約枠の設定等を行っていききたいとの答弁がありました。

事業の対象が満3歳未満ということで、3歳の誕生日から幼児保育無償化になる翌年4月まで空白期間ができる。4月生まれなら11か月も空白期間が生まれるが、その点をどう考えるのかとの質問には、この制度は、家庭にいただけでは得られない経験を通じ、子どもの育ちを応援することが目的であり、3歳児は国の補助対象外なので、国の基準どおりに実施すると答弁がありました。

保育内容についての質問には、国の手引では、リトミック教室、英語教室、スイミングスクールなどの習い事に類する内容や形態によるものをこども誰でも通園に当てはめて提供するなどは、早期教育の場の形とすることは適切ではないということであるので、それに合わせた事業を実施していききたいと考えていると答弁がありました。

また、一時保育の子どもと同じ部屋で保育するということは保育内容が同じということなのかという質問には、誰でも通園制度は保育内容等ではなく、まず、園に子どもが通っていただくことに意義があると考えているとの答弁がありました。

この保育を受ける前の事前面談について、具体的な説明をとる質問に、保護者に、子どもの情報や利用に関する情報等について確認を行い、また、利用に当たって、必要な項目等について保護者に伝え、安全かつ安心して利用できるようにするために必ず行うものとの答弁がありました。

面談によっては受け入れない場合もあるのかとの質問には、状況を確認して、受入れ体制が整わない場合には検討するが、それ以外は受け入れるとの答弁がありました。

また、外国人への対応についての質問には、受け入れるとの答弁がありました。

新しい事業なので、こども支援課でも保育士へのフォローをしていただきたいとの意見には、4月からは町立ゆめさとこども園で実施するので、フォローを行う。また、私立園でも、今後実施したい園が出てきたときにはこども支援課でフォローしたいとの答弁がありました。

審査の結果、議案第50号は全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定

しました。

以上が当委員会に付託を受けました議案の審査内容と結果であります。よって、文教厚生委員会委員長報告といたします。

令和7年12月12日

文教厚生委員会

委員長 稲月 敏子

以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、これより、議案第50号 平群町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第2 発議第8号 最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第8号

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和7年12月12日

提出者 植田 いずみ

賛成者 須藤 啓二

〃 稲月 敏子

〃 山口 昌亮

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書（案）

2013年から2015年まで、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準が平均6.5%、最大10%引き下げられた（以下、「本件引き下げ」という）。

本件引き下げについて29都道府県で、1,027人の原告が取り消しを求めて提訴したところ令和7年6月27日、最高裁判所が厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲の逸脱またはその濫用があり違法であるとして、本件引き下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡した。

この最高裁判決を受け、違法状態を全面的に解消することが必要であり、原告のみならず全ての受給者や他制度にも波及した影響も含め、国は速やかに被害回復措置を取ることが求められる。

生活保護利用者の多くは、高齢者や障がい者及び母子世帯などの所得の低い方々で構成されており、暮らしや命に大きな影響を与える。

また、生活扶助基準は就学援助などの諸制度とも連動しており、本件引き下げに伴いこれらの制度の対象者にも影響が生じたと考えられることから、その実態を把握し必要な対応を図ることが重要である。

よって、最高裁判決の趣旨を踏まえ、すべての生活保護利用者が安心して生活できるよう原告を含む全受給世帯に被害の回復措置を早急に講じることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

続いて、提出者の趣旨説明を求めます。植田議員。

○7番

まず、趣旨説明に入る前に、今回の急遽の修正についてはおわびを申し上げたいと思います。

この問題では、できるだけ早く解決をし、要請することの必要性があることから、様々な意見を聞かせていただき、より多くの御賛同を頂けるようにと、今回の修正とさせていただきます。その旨、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、趣旨説明に入らせていただきます。

今回の2013年から2015年にかけての生活保護基準、生活保護費の引下げ、減額は違法として、その取消しを求めた裁判は、命のとりで裁判として10年以上の長きにわたり戦われてきました。今年の6月27日に生活保護基準の引下げは違法との判決が最高裁で言い渡されました。これは、憲法25条の生存権をかけた裁判でした。残念なことに、既に原告の中で230人を超える方々がお亡くなりになられているとのことです。

判決文では、生活保護において補償すべき最低生活の水準は、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定すべきものであり、生活扶助基準の改定に当たっては、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費水準との調整が図られるよう適切に措置を取ることが必要であるとし、判決文の最後に、本件改定が、違法に引下げ幅を拡大し、その結果、上告人らが最低限度の生活の需要を満たすことができない状態を9年以上にわたり強いられてきたと述べ、上告人ら、以下中略ですが、の損害賠償請求は容認すべきと考えたと結びました。このことから、一刻も早く違法状態を是正し、速やかな被害回復が行われることを求めるものです。

以上のことから、この意見書案を提出いたします。ぜひ、議員皆様の御賛同、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。森田議員。

○11番

6月の最高裁の判決なんですけども、私が知る限りですね、減額を決めた、引下げをしたこと自体は違法としなかったと。政府が減額率を決めた際に専門家の意見を聴かなかったというふうに私は理解してるんですけども、その辺の

ことについてですね、提案者の方の御意見を確認させてください。

○議 長

植田議員。

○7 番

今、私が趣旨説明した中でも、判決文の中でね。一定そのことは、最後のところで、上告人らが最低限度の生活の需要を満たすことができない状態を9年以上にわたり強いられてきたということで、とにかくこの厚生労働省の判断は違法だということで最高裁の判決が出てると思うんですけども、そういうことなんですけど、損害賠償の請求は容認すべき、認めるということで判決文は結ばれてますので、私はそういう理解をしてるんですけど。

○議 長

森田議員。

○11 番

私は読売新聞の社説で申し上げてるんですけどね、手続上の瑕疵があったというふうに読売新聞の社説に書かれてるんですけど、今から議論してもらちは明きませんので、そのことだけ申し上げておきます。

○議 長

ほかございませんか。山本議員。

○5 番

この意見書の中でちょっと一つ確認をしたいことがあるんですけども、被害回復の対応についてになるんですけど、対象者の特定ですとか被害額の算定、それから通知の作成や発送などですね、支払い事務等、実際において膨大な困難な作業が想定されるんですけども、この作業は国が責任を持って対応すべきと私は思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議 長

植田議員。

○7 番

私も、山本議員と同じく、そこにかかる費用等々の手続については、やっぱり国が責任を持って、私はやるべきだというふうに思っております。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。森田議員。

○ 1 1 番

意見書の最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書（案）に反対の立場で討論いたします。

最高裁は、6月の判決で、生活保護費を当時引き下げたこと自体は違法としなかったわけであります。しかし、このたびの政府の救済策によりますと、生活保護費の2013年から3年間、大きく減額したことは違法だとし、6月の最高裁判決を受けて、物価の下落を反映した当時の下落率4.78%から2.49%に見直し、減額分については、約10万円を減額された全300万世帯に補償することになっており、また、裁判の原告約700人に訴訟にかかった負担を考慮し、特別給付金として約10万円を上乗せしたわけであります。

政府は、この救済策を行うため、2025年、補正予算案1,470億円を計上し、昨日の衆議院で自民、維新の与党、公明、国民新党の賛成で可決されました。よって、本意見書に反対いたします。

○ 議 長

ほかございませんか。山本議員。

○ 5 番

本意見書案につきまして、賛成の立場で討論いたします。

6月27日の最高裁が違憲と判断した以上は、影響を受けた生活保護者へは、国の責任において、生活保護費の遡及支給等、被害回復の措置を講ずることを実施することを要望いたします。

今、森田議員のほうから反対という御意見があったんですが、これは昨日、そういうふうにならざるを得ないという状況で決定したということなんですが、私のこの賛成の趣旨としては、それを早急にしていただきたいということを申し上げまして、賛成とさせていただきます。

○ 議 長

ほかございませんか。岩崎議員。

○ 3 番

本意見書に反対の立場で討論いたします。

本意見書の内容と、植田議員の趣旨説明、中身に関しては理解しておりますが、提出するということには反対したいと思います。

以上です。

○ 議 長

ほか、ございませんか。稲月議員。

○ 6 番

本意見書案に賛成をする立場で討論をさせていただきます。

最高裁の第3小法廷は、国が引下げの根拠としましたデフレ調整を全裁判官一致で違法と認め、保護変更決定処分の取消しを命じたのでございます。

しかし、この裁判というのがこの裁判の結果でございました。原告らは、全生活保護の支給者約200万人、これは2025年9月現在で、約でございますが、これに対しての減額をされました2013年に遡って支払われていたはずの支給額を遡及支給する施策を国に求めてこられております。しかし、国は原告が最高裁判決に基づいて求めている、この全ての遡及をしていけば、今、意見の中にもありました事務手数料なども含めて、総額4,000億円に相当いたします。しかしながら、今、1,475億円の支給分しか予算計上されずに、昨日、予算が通ったということでございますけれども、そういう状況です。

また、原告と原告以外を分断をして支給する内容、こういうものも提示をしております。原告らは、生活に困っている生活保護支給を受けている全ての人に等しく支給されるべきで、原告だけ追加支給するなどという差別支給はあってはならないとしておられます。

最高裁の判決は、生活保護支給者全てに対して、デフレ調整として引き下げたものを違法としたものであり、これは、支給者全員に対して遡及支給するよう命じているものであり、厚生労働省が勝手な考えで変更することは許されるものではございません。このことについては、最高裁判決の上に行政の判断を置いていくと、こういった日本国憲法の基本的原則である三権分立原則にも違反をするものであり、また、法の役割を無にするものであって、日本の民主主義の根幹を壊すことにつながるという、こういった法学研究者120名余りの方々が大変危惧をされ、表明をされているところでございます。

憲法を、法をないがしろにするこの措置は許されません。政府は直ちに最高裁判決に基づき、生活保護支給者全員に対する全額遡及支給し、被害回復措置を行っていくよう求めるために、本意見書を本議会の名で上げていくことに賛成をいたします。

○ 議 長

ほかにございませんか。井戸議員。

○ 9 番

反対の意見がなさそうなので、賛成討論させていただきます。

今回、1,027人の原告ということで、そのうちの、もう既に3分の1が亡くなられてる、ざっくりですけど、というのは、ちょっと明らかに生存権を侵害しちゃったのかなと。年齢の部分もあるかもしれませんが、客観的に見て、

ちょっと厳しいところかなと思います。その分に関しては、政府も一定認めますので、そのとおりに、早急に講じていただきたいと望んでおります。

賛成の討論といたします。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第8号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、発議第8号 最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書（案）は原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに決しました。

続きます

日程第3 委員会の閉会中の継続調査の件  
を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

まず初めに、このたびの青森県東方沖を震源とする地震により被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、本日も地震の発生がありました。現在も余震や北海道・三陸沖後発地震注意情報が発令をされており、心休まらない状況が続いているかと思えます。皆様の安全と一日も早い生活の復旧・復興を心よりお祈りを申し上げます。引き続き、身の安全を第一にお過ごしください。

さて、本日をもちまして、令和7年12月定例議会が閉会となりました。

12月2日より本日までの11日間にわたり、始終熱心な御審議を賜り、本日ここに上程いたしました全ての案件につきまして、原案どおり議決いただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

議員各位には、町民の負託に応えるべき熱心に御議論を頂きましたことに改めて厚く御礼を申し上げます。

今議会で賜りました御意見、御提言につきましては、町政運営における貴重な御示唆として重く受け止め、今後の施策に反映してまいりたいと考えております。

さて、今年も残すところ、あと僅かとなりました。本年を振り返りますと、町民の皆様の御協力により、様々な事業を着実に推進することができました。また、来るべき新しい年、令和8年に向けて、平群町のさらなる発展と町民福祉の向上のために、新たな一歩を踏み出す準備を進めております。引き続き、御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これから年末にかけて大変慌ただしい日々が続くと思いますが、議員の皆様には、どうか御自愛の上、新しい年をお迎えになられますよう、そして来る年が平群町と平群町民にとりましてよりよい年となりますようお祈りし、12月定例議会の閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。どうかよいお年をお迎えください。ありがとうございました。

○議 長

これをもって令和7年平群町議会第6回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 2時33分)